

応援します！ 初めて介護・障害福祉分野の仕事につくため 研修を受けている方

お貸しします！

20 万円以内

※就職に必要な費用の範囲

無利子



**2年間勤務で
返還不要**

勤務年数は、就職日又は研修修了日の
遅いほうから計算します。

施設の経営者様へ

採用される方に声をかけてみませんか！

資金の対象（就職経費）



- 子どもの預け先を探す際の活動費
 - 介護にかかる講習会参加経費、参考図書購入費等
 - 訪問介護員等として必要となる靴、道具、鞆等の費用
 - 敷金、礼金、又は転居費など転居に伴う費用
 - 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - その他、必要と認められる経費
- ※ 就職する前（就職日前）に必要な経費です。生活費は対象となりません。

貸付対象者（初めて介護・障害福祉分野へ就職する方）

【下記から①から③すべてに該当する方】

- ① 長崎県内で介護職員等又は障害福祉職員として就労予定もしくは就労後1か月以内
 - ※ 就労予定とは、今後2か月以内の就労が内定しているかた。
 - ※ 就労条件は、介護職員等又は障害福祉職員としての業務従事日数が年間180日以上必要です。
- ② 上記①の就労まで、介護等又は障害福祉いずれの実務経験もないこと
- ③ 上記①の就労のため介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等を研修中または研修修了日が就労（予定）日前3か月以内 ※ 上記以外に対象となる研修の詳細は、募集要項を参照ください。

【介護職員等とは】

- ・介護保険サービスを提供する介護施設・事業所に従事する介護職員（主たる業務が介護）。
- ・管理者、（准）看護師、介護支援専門員、生活相談員、理学療法士、作業療法士、栄養士、調理員、清掃員、事務員等は該当しません。

【障害福祉職員とは】

- ・障害福祉サービス等を提供する施設・事業所で主たる業務が利用者に直接サービスを提供する職員。
- ・管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、事務員等は該当しません。
- ・対象となる事業、サービス等の詳細は、募集要項を参照ください。

申請は長崎県社会福祉協議会へ。申請方法は裏面を参照下さい

2021/09/10

申込み期間・人数

● 令和3年10月1日～令和4年2月28日

介護職員等 約20名程度

障害福祉職員 約5名程度

※ 定員に達した場合、その時点で募集を停止します。
募集停止のお知らせは、長崎県社会福祉協議会ホームページの新着情報に掲載します。



連帯保証人

● 1人必要です。

※ 原則長崎県内在住で一定の給与・事業収入が必要です
(同一生計者でも可)。

なお貸付申込者が未成年の場合、法定代理人(親権者又は後見人)が連帯保証人となります。

申込み手続き

申請者は、提出書類を整え、県社協へ提出(郵送)して下さい。

※ 就職後1か月または就職(予定)日が研修修了後3か月経過すると申請できません。

※ 就職内定で申請する場合、本件借入後内定通りに採用されなかった場合は、返還となります。

※ 研修中に申請した場合、本件借入後予定通りに研修修了しなかった場合は、返還となります。



提出書類

● 提出書類

1) 県社協ホームページよりダウンロードして記入、押印する様式。

① 申請書チェックリスト、② 貸付申請書兼利用計画書、

③ 個人情報の取扱同意書、④ 借用書、⑤ 業務従事届 (申請者・就職先連署)

※ 借用書の金額を書損じた場合は、再作成して下さい。修正は不可。

2) 振込口座通帳の写し(表表紙とその裏部分のみ: 支店名、かな氏名、口座番号確認)

3) 申請者の住民票(世帯全員及び本籍地の記載があり、個人番号のないもの)

4) 連帯保証人の住民票(世帯全員及び本籍地の記載があり、個人番号のないもの)

5) 研修の受講証明書(研修施設に作成を依頼して下さい)

6) 修了した研修の修了証明書の写し(終了未了の場合は、修了日から3週間以内に追送)



審査・送金

完備した書類を受付け後、

3週間を目途に審査結果を通知、送金します。

返還及び返還猶予、返還免除

県内で介護職員等又は障害福祉職員として勤務している間、返還は猶予。

● 就職日または研修修了日の遅いほうから2年間継続して県内で介護職員等又は障害福祉職員として従事した場合、返還が不要(返還免除)になります。

● 退職、他産業(介護職員等又は障害福祉職員以外)又は県外への転職、職種異動等は返還が必要。

※ 県内で介護職員等から介護職員等または障害福祉職員から障害福祉職員への転職は可能です。ただし離職期間1か月以内の再就職が必要です。介護職員等から障害福祉職員または障害福祉職員から介護職員等への転職は返還が必要です。

● 借用期間中は、休職、退職、住所変更の届出義務があります。

申込・問い合わせ先

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号

社会福祉法人 **長崎県社会福祉協議会**

介護貸付担当 宛て

TEL 095-894-4027



遠慮なく、
電話して下さい。

【申込用紙等詳細は上記HPの募集要項、手引きを参照】